

第9期  
登別市高齢者保健福祉計画  
及び  
介護保険事業計画  
(概要版)

2024年度（令和6年度）～  
2026年度（令和8年度）

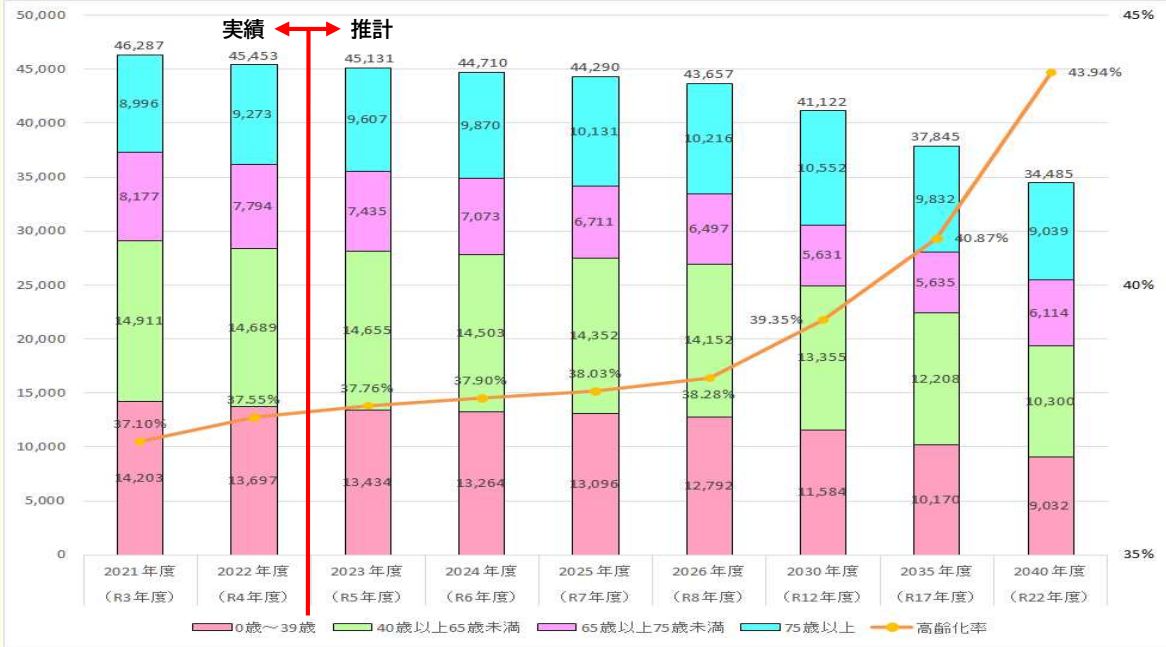
「輝いて、生涯現役」  
のびやかな人生が  
息づくまちをつくる

北海道登別市

# 1 高齢者の現状と将来推計

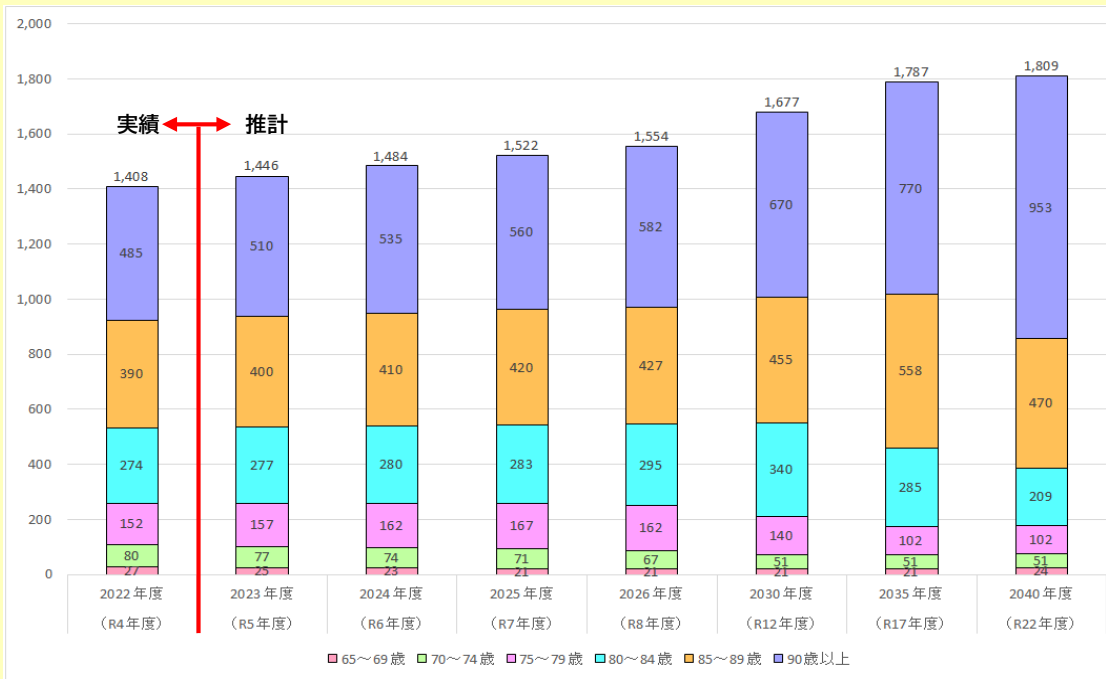
## 【人口の推移と将来推計】

65歳以上の高齢者人口は2020年度（令和2年度）をピークに減少していますが、75歳以上の高齢者人口は今後も増加し、2030年度（令和12年度）にピークを迎えるものの、高齢化率はその後も上昇することが見込まれます。



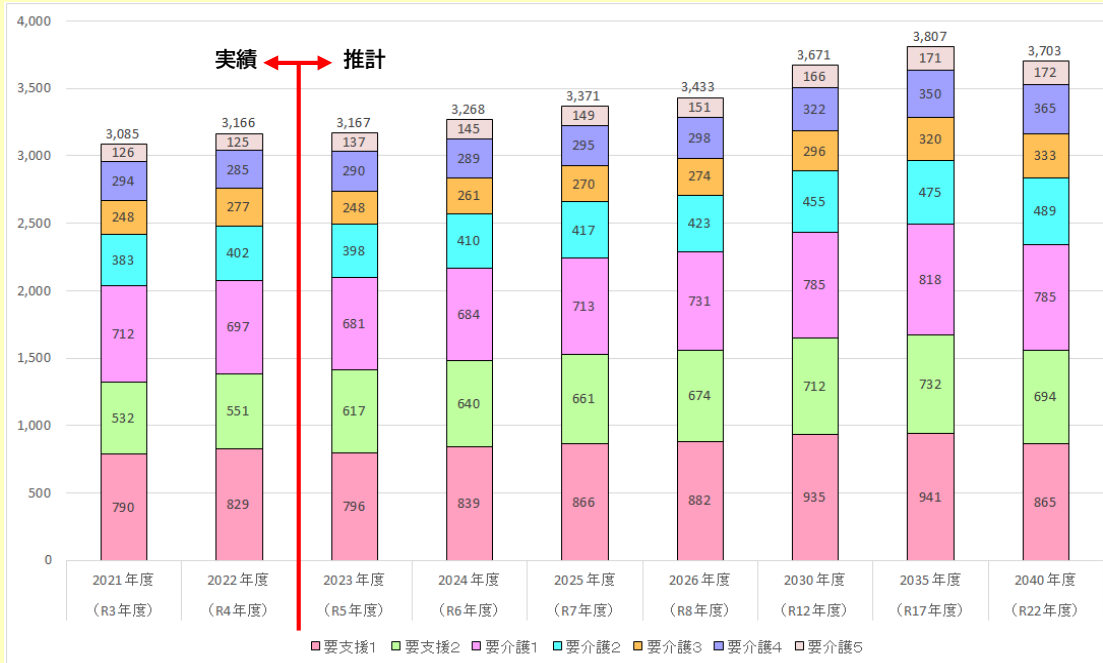
## 【要介護（要支援）認定者のうち認知症高齢者数の将来推計】

認知症高齢者数は2040年度（令和22年度）まで増加することが見込まれます。



## 【要介護（要支援）認定者数の推移と将来推計】

要介護（要支援）認定者数は今後も増加し、2035年度（令和17年度）にピークを迎え、2040年度（令和22年度）に減少し始めることが見込まれます。



中長期的な視点に立ち、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図るため、推進する重点的な取り組み。

- 重点1** 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 重点2** 在宅医療・介護連携の推進
- 重点3** 認知症施策の推進
- 重点4** 地域ケア会議の推進
- 重点5** 地域包括支援センターの適切な運営
- 重点6** 生活支援体制の充実
- 重点7** 虐待防止対策・権利擁護の推進
- 重点8** 介護保険制度の円滑な運営
- 重点9** 介護保険サービスの質の向上
- 重点10** 介護予防・生活支援サービス事業の実施

## 2 基本理念

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される『地域包括ケアシステム』のさらなる深化・推進に向けて取り組みます。

基本理念

「輝いて、生涯現役」のびやかな人生が  
息づくまちをつくる

### 3 重点的な取り組み

#### 重点1

#### 自立支援、介護予防・重度化防止の推進



#### 方向性

- 高齢者の自立支援と介護予防、要介護状態の重度化防止に資する施策を実施します。
- 高齢者を含めた地域住民が介護予防の重要性についての理解を深めるために介護予防普及啓発事業を推進します。
- 高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施する等、介護予防を推進します。

#### 主な取り組み

- 介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

#### 重点2

#### 在宅医療・介護連携の推進



#### 方向性

- 在宅での療養や介護が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう地域住民の在宅医療・介護連携に関する理解の促進を図ります。
- 地域の医療・介護関係者等の多職種が参画する会議において、在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策を協議します。

#### 主な取り組み

- 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応の協議
- 地域住民への普及啓発
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 医療・介護関係者の研修及び情報共有支援

### 重点3

## 認知症施策の推進



### 方向性

- 認知症は誰もがかかりうるものであり、認知症になっても尊厳が守られ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症への正しい理解を深めるための取り組みを推進します。
- 認知症の予防について、正しい知識と理解に基づいた認知症への備えとしての取り組みを推進します。

### 主な 取り組み

- 認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の実施
- 認知症ケアパスの活用
- 認知症予防を含めた一般介護予防事業の実施
- 認知症カフェ等の場の拡充

### 重点4

## 地域ケア会議の推進



### 方向性

- 地域の支援者を含めた介護・福祉・保健・医療等の多職種の連携と多様な社会資源の総合調整を行い、高齢者が地域において、自立した日常生活を営むために必要な課題解決に向けた検討を行うとともに、地域の支援体制のネットワークを構築します。
- 個別ケア会議等の課題分析から明らかになった地域課題の解決に必要な施策等について、新たに設置する地域包括ケアシステム推進会議で検討します。

### 主な 取り組み

- 個別ケア会議の推進
- 介護予防・自立支援型個別ケア会議の実施
- 地域包括ケアシステム推進会議の実施

## 重点5

### 地域包括支援センターの適切な運営



#### 方向性

- 地域住民に対し総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の業務を通して、担当圏域の住民等のニーズの把握や課題解決に向けた取り組みを市と連携して推進するとともに、適切な事業運営を行います。
- 地域住民が住み慣れた地域において、自立した日常生活を育むことができるよう総合的に判断し、社会資源を活用しながら自立支援、介護予防・重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントを行います。

#### 主な取り組み

- 全国統一の評価指標に基づいた事業評価の実施
- 登別市地域包括支援センター運営協議会の実施

## 重点6

### 生活支援体制の充実



#### 方向性

- 高齢者自身が健康づくりに励んだり、様々な地域活動や社会活動に参加したり、生活に役立つサービスを活用しながら暮らせる環境づくりを目指します。
- あらゆる関係者による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられる体制の構築を進めます。

#### 主な取り組み

- 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置
- 多様な主体間のネットワーク構築による生活支援体制の強化
- 高齢者のサービスの担い手の推進、支援

## 重点7

### 虐待防止対策・権利擁護の推進



#### 方向性

- 高齢者が尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、高齢者虐待防止に向けた体制整備を図ります。
- 高齢者の判断能力が低下した場合でも、安心して生活できるよう権利擁護事業の推進に努めます。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、各種施策を推進します。（登別市成年後見制度利用促進基本計画）

#### 主な取り組み

- 権利擁護の推進に向けた市民及び関係機関への広報・普及啓発
- 庁内連携、関係機関とのネットワークによる虐待防止の推進
- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備

## 重点8

### 介護保険制度の円滑な運営



#### 方向性

- 高齢者が要介護状態となった場合においても、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、サービスの充実を図ります。

#### 主な取り組み

- 介護保険制度の普及啓発
- 介護保険サービスの基盤整備
- 介護給付の適正化
- 介護保険料の収納率向上

## 重点9

# 介護保険サービスの質の向上



### 方向性

- 高齢者が安心して、自立した日常生活を営むことができるよう、質の高いサービスの提供を確保します。
- 高齢者を支える介護従事者の確保を図るため、介護人材の育成・支援を行います。

### 主な取り組み

- 介護サービス事業者への支援・指導
- 介護従事者の人材確保及び介護現場の生産性の向上
- 苦情・相談体制の整備

## 重点10

# 介護予防・生活支援サービス事業の実施



### 方向性

- 介護予防・生活支援サービスについて、利用状況の把握等を行い、必要に応じて改正を行う等、地域のニーズを踏まえた適切なサービスの提供を行います。
- 要支援1、2に認定された方や要介護認定までは至らないが生活機能の低下が見られ基本チェックリスト等により介護予防・生活支援サービスの該当となった方が要介護状態になることをできる限り防ぎ、地域における自立した日常生活を送ることができるよう、自立支援、介護予防・重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントの実施に取り組みます。

### 主な取り組み

- 訪問型サービスA・通所型サービスA及び通所型サービスBの提供
- その他の介護予防・生活支援サービスの検討



# 4 介護保険料の設定

区分	対象者	基準額に 対する割合	介護保険料	
			月額	年額
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.455 (0.285)	1,956円 (1,225円)	23,400円 (14,700円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.685 (0.485)	2,945円 (2,085円)	35,300円 (25,000円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	0.69 (0.685)	2,967円 (2,945円)	35,600円 (35,300円)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	3,870円	46,400円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	1.00	4,300円	51,600円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	5,160円	61,900円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	5,590円	67,000円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	6,450円	77,400円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	7,310円	87,700円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	8,170円	98,000円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	9,030円	108,300円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	9,890円	118,600円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	10,320円	123,800円

※ ( )内は、公費による軽減後の値です。また、国の施策により公費による保険料の軽減が変更となる可能性があります。

**第1号被保険者保険料基準額**

**年額 51,600円 (月額 4,300円)**

第9期  
登別市高齢者保健福祉計画  
及び  
介護保険事業計画  
(概要版)

令和6年3月発行

発行 登別市  
編集 登別市保健福祉部  
〒059-8701  
登別市中央町6丁目11番地  
(代表) TEL (0143) 85-2111  
FAX (0143) 85-1108